

東京医科大学茨城医療センター 医療放射線管理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、東京医科大学茨城医療センター（以下「当院」という。）における、診療用放射線の安全利用に係る管理を行い、放射線障害の発生を防止し、患者に安全・確実な医療を提供することを目的とする。

(委員長・副委員長)

第2条 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員長は医療放射線安全管理責任者とし、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の時はその職務を代行する。

(構成)

第3条 委員会は、次の職員をもって構成する。

- (1) 医療放射線安全管理責任者
- (2) 安全管理室長
- (3) 統括安全管理者
- (4) 放射線部技師長
- (5) 看護部長
- (6) 総務課課長
- (7) 会計課課長
- (8) 放射線管理室員
- (9) その他委員会が必要と認める者

(審議事項)

第4条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 被ばく線量管理について
- (2) 患者被ばく相談について
- (3) 診療用放射線の安全利用のための研修について
- (4) 放射線診療のプロトコール管理について
- (5) 放射線診療従事者の被ばくについて
- (6) その他の事項について

(会議)

第5条 委員会は、年1回以上を原則とし、委員長が招集する。ただし、必要に応じて臨時開催することができる。

(事務)

第6条 委員会の事務取扱いは、放射線部で行う。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。